

## 契約書

日本花ギフト普及協会株式会社（愛知県豊明市新田町門先 9-1 ピアレス明和 103 号、代表取締役寺澤克英、代表取締役神谷卓男、代表取締役本田秀樹（以下甲という）と \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_、以下、乙という）は、乙が甲の運営するウェブサイト（以下、花・ダイレクトという）の加盟店利用規約に同意したので、正式契約のために、以下の項目について、ここにその内容を箇条書きにした。

- 1、乙は、甲の運営する花・ダイレクトに参加し、花・ダイレクト加盟店として、自らのインターネットサイトを甲が定めた加盟店利用規約に従って運営することに同意した。
- 2、乙は、甲の運営する花・ダイレクトの運営に際し、甲の様々な運営指導に従わねばならない。この時、甲は、予告して花ダイレクトの運営規則をいつでも変更することができる。
- 3、甲が乙に支払う金額は、当初甲と乙が決めた法則に従って行われる。甲は、花・ダイレクトで乙が行ったビジネスの代金から所定の代金を差し引いて、これを乙に支払わねばならない。乙の行ったビジネスの代金の計算式は、一定の規則に従って行われねばならない。この一定の規則は、当初甲が決めた方法で行われる。この時、甲の乙への支払方法は、甲が決めることができる。また、支払振込手数料は、乙の負担とする。支払手数料は、甲の乙への銀行振込金額から甲が差し引くことができる。
- 4、甲は、花・ダイレクトで乙がサイト運営を行なうことができる必要な乙専用の ID、およびパスワードを発行する。
- 5、乙は、契約に際して、甲から乙の経営情報について問い合わせを受けたとき、これにこたえる義務を持っている。乙が、これに応じないときは、甲は、乙との契約を拒否することができる。
- 6、この契約書の解除は、甲、乙の事前の申し出の 1 か月後に正式に解除となる。乙は、自らの意志によって、花・ダイレクトをいつでも退会することができる。その際、乙は甲に対して支払残金がある場合、これを支払い終えていなければならない。乙の退会時、甲は、乙のビジネスの履歴を通常の範囲で乙に提供する。
- 7、乙はこの契約書に記名捺印して、甲に郵送しなければならない。その際、乙は、コピーを保有しなければならない。甲は、契約書の本物を保管する。

平成 27 年 月 日

甲：

愛知県豊明市新田町門先 9-1

ピアレス明和 103 号

日本花ギフト普及協会株式会社

代表取締役 寺澤克英

代表取締役 神谷卓男

代表取締役 本田秀樹

印

平成 27 年 月 日

乙：

印